

○ 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>（法第二条第二項第一号トの主務省令で定める場合）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号トに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式を取得する当該金融機関等（同条第一項に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 銀行又は銀行持株会社 当該他の金融機関等の株式の取得により当該他の金融機関等を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第十六条の二第四項又は第五十二条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>二 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社 当該他の金融機関等の株式の取得により当該他の金融機関等を長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする</p>	<p>（法第二条第二項第一号ト及びチの主務省令で定める場合）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号トに規定する当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等（法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 銀行又は銀行持株会社 株式の移転又は発行を行う金融機関等を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第十六条の二第四項又は第五十二条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>二 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社 株式の移転又は発行を行う金融機関等を長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同条第六項又は</p>

場合（同条第六項又は第十六条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

三 信用金庫連合会 銀行のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの（以下この項及び次項第三号から第九号までにおいて「信託業務を営む銀行」という。）の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第五十四条の二十三第四項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

四 信用協同組合連合会 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四条第一項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第四条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

五 労働金庫連合会 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十二条第五項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を必要とする場合に限る。）

第十六条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

三 信用金庫連合会 株式の移転又は発行を行う銀行のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むもの（以下この項及び次項第三号から第九号までにおいて「信託業務を営む銀行」という。）を信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第五十四条の二十三第四項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

四 信用協同組合連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四条第一項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第四条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

五 労働金庫連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十二条第五項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を必要とする場合に限る。）

六 農林中央金庫 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第四項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り。）

七 農業協同組合連合会（法第二条第一項第十号に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。） 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を農業協同組合法（昭和二十二年法律百三十二号）第十一条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第十一条の六十六第四項の規定により同法第九十八条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限り。）

八 漁業協同組合連合会（法第二条第一項第十一号に規定する漁業協同組合連合会をいう。次項において同じ。） 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十二条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第八十七条の二第四項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限り。）

九 水産加工業協同組合連合会（法第二条第一項第十二号に規定す

六 農林中央金庫 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第四項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り。）

七 農業協同組合連合会（法第二条第一項第十号に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。） 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を農業協同組合法（昭和二十二年法律百三十二号）第十一条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第十一条の六十六第四項の規定により同法第九十八条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限り。）

八 漁業協同組合連合会（法第二条第一項第十一号に規定する漁業協同組合連合会をいう。次項において同じ。） 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十二条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第八十七条の二第四項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限り。）

九 水産加工業協同組合連合会（法第二条第一項第十二号に規定す

る水産加工業協同組合連合会をいう。次項において同じ。）信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を水産業協同組合法第百条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第百条第一項において準用する同法第八十七条の二第四項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。）

2 法第二条第二項第一号トに規定する当該金融機関等が当該金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式を取得する当該金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 銀行又は銀行持株会社 当該他の金融機関等の株式の取得により当該他の金融機関等の主要株主基準値（銀行法第二条第九項に規定する主要株主基準値をいう。以下この項において同じ。）以上の数の議決権を保有する場合（同法第五十二条の九第一項又は長期信用銀行法第十六条の二の二第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合を除く。）
- 二 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社 当該他の金融機関等の株式の取得により当該他の金融機関等の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項又は長期信用銀行法第十六条の二の二第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合を除く。）

三 信用金庫連合会 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該

る水産加工業協同組合連合会をいう。次項において同じ。）株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行を水産業協同組合法第百条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第百条第一項において準用する同法第八十七条の二第四項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。）

2 法第二条第二項第一号トに規定する当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 銀行又は銀行持株会社 株式の移転又は発行を行う金融機関等の主要株主基準値（銀行法第二条第九項に規定する主要株主基準値をいう。以下この項において同じ。）以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項又は長期信用銀行法第十六条の二の二第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合を除く。）
- 二 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社 株式の移転又は発行を行う金融機関等の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項又は長期信用銀行法第十六条の二の二第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合を除く。）

三 信用金庫連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀

信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第三号の場合を除く。）

四 信用協同組合連合会 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第四号の場合を除く。）

五 労働金庫連合会 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第五号の場合を除く。）

六 農林中央金庫 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第六号の場合を除く。）

七 農業協同組合連合会 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第七号の場合を除く。）

八 漁業協同組合連合会 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第八号の場合を除く。）

行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第三号の場合を除く。）

四 信用協同組合連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第四号の場合を除く。）

五 労働金庫連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第五号の場合を除く。）

六 農林中央金庫 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第六号の場合を除く。）

七 農業協同組合連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第七号の場合を除く。）

八 漁業協同組合連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第八号の場合を除く。）

有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第八号の場合を除く。）

九 水産加工業協同組合連合会 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第九号の場合を除く。）

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

（経営基盤強化計画の認定の申請及び認定）

第三条 法第三条の規定に基づき経営基盤強化計画の認定を受けよう

法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第八号の場合を除く。）

九 水産加工業協同組合連合会 株式の移転又は発行を行う信託業務を営む銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項第九号の場合を除く。）

3|| 第一項第一号から第四号までの規定は、法第二条第二項第一号チ

の当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合について準用する。この場合において、第一項中「株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等の区分に応じ」とあるのは「株式の移転又は発行を受ける当該金融機関等の区分に応じ」と読み替えるものとする。

4|| 第二項第一号から第四号までの規定は、法第二条第二項第一号チの当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二項中「株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等の区分に応じ」とあるのは「株式の移転又は発行を受ける当該金融機関等の区分に応じ」と読み替えるものとする。

（経営基盤強化計画の認定の申請及び認定）

第三条 法第三条の規定に基づき経営基盤強化計画の認定を受けよう

とする金融機関等（法第二条第一項（第五号、第八号及び第九号から第十二号までを除く。）に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

〔一〇五 略〕

六 法第二条第二項第一号トに規定する他の金融機関等に該当することとなる金融機関等が経営基盤強化計画の認定を求める場合にあっては、同号トに規定する金融機関等が当該他の金融機関等に該当することとなる金融機関等の株式を取得することを証する書類

七 〔略〕

〔3・4 略〕

とする金融機関等（法第二条第一項（第五号、第八号、第九号から第十二号までを除く。）に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 法第二条第二項第一号トに規定する他の金融機関等への株式の移転又は発行を行う金融機関等が経営基盤強化計画の認定を求める場合にあっては、当該金融機関等が株式の移転又は発行を行うことを証する書類

七 〔同上〕

〔3・4 同上〕

様式第一

経営基盤強化に関する計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(申請者) 住 所

名 称

代表者の氏名

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき、
下記の経営基盤強化に関する計画について認定を受けたいので申請します。

記

[1. ~ 8. 略]

第 号

年 月 日

認 定 書

(住 所)

(申請者)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第5条各号に適合する経営基盤強化計画として認定する。

主務大臣

(備考)

[1. ~ 3. 略]

(記載要領)

[1.・2. 略]

3. 組織再編成の内容及びその実施時期

別表二により、法第2条第2項第1号イからトまでの該当する組織再編成

様式第一

経営基盤強化に関する計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(申請者) 住 所

名 称

代表者の氏名

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき、
下記の経営基盤強化に関する計画について認定を受けたいので申請します。

記

[1. ~ 8. 同左]

第 号

年 月 日

認 定 書

(住 所)

(申請者)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第5条各号 (優先株式等の引受け等を求める場合にあっては同法第6条第4項) に適合する経営基盤強化計画として認定する。

主務大臣

(備考)

[1. ~ 3. 同左]

(記載要領)

[1.・2. 同左]

3. 組織再編成の内容及びその実施時期

別表二により、法第2条第2項第1号イからチまでの該当する組織再編成

の形態に応じ、組織再編成の内容及び実施時期を記載する。申請者が組織再編成の当事者の一部である場合には、他の当事者金融機関等の名称等を記載すること。

[4. ～ 9. 略]

別表一

[表略]

(記載要領) 次のそれぞれの所管法令に規定する項目を記載する。

銀行～銀行法施行規則第18条第4項に規定する業務報告書

長期信用銀行～長期信用銀行法施行規則第17条第4項に規定する業務報告書

信用金庫（連合会を含む）～信用金庫法施行規則第131条第2項に規定する業務報告書

信用協同組合（連合会を含む）～協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第2項に規定する業務報告書

※ 計画の中で、個別に設定した項目を記載する。

別表二

経営基盤強化計画の内容

組織再編成	内容及び実施時期	組織再編成に係る他の当事者金融機関等の名称等
[略]		
法第2条第2項第1号ト		
[略]		

(注) [1. ～ 3. 略]

の形態に応じ、組織再編成の内容及び実施時期を記載する。申請者が組織再編成の当事者の一部である場合には、他の当事者金融機関等の名称等を記載すること。

[4. ～ 9. 同左]

別表一

[同左]

(記載要領) 以下のそれぞれの所管法令に規定する項目を記載する。

銀行～銀行法施行規則第18条第4項に規定する業務報告書

長期信用銀行～長期信用銀行法施行規則第17条第4項に規定する業務報告書

信用金庫（連合会を含む）～信用金庫法施行規則第20条第2項に規定する業務報告書

信用協同組合（連合会を含む）～協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条第2項に規定する業務報告書

※ 計画の中で、個別に設定した項目を記載する。

別表二

経営基盤強化計画の内容

組織再編成	内容及び実施時期	組織再編成に係る他の当事者金融機関等の名称等
[同左]		
法第2条第2項第1号ト		
法第2条第2項第1号チ		
[同左]		

(注) [1. ～ 3. 同左]

[別表三～別表五 略]

[別表三～別表五 同左]

備考 表中の [] の記号は注記である。